

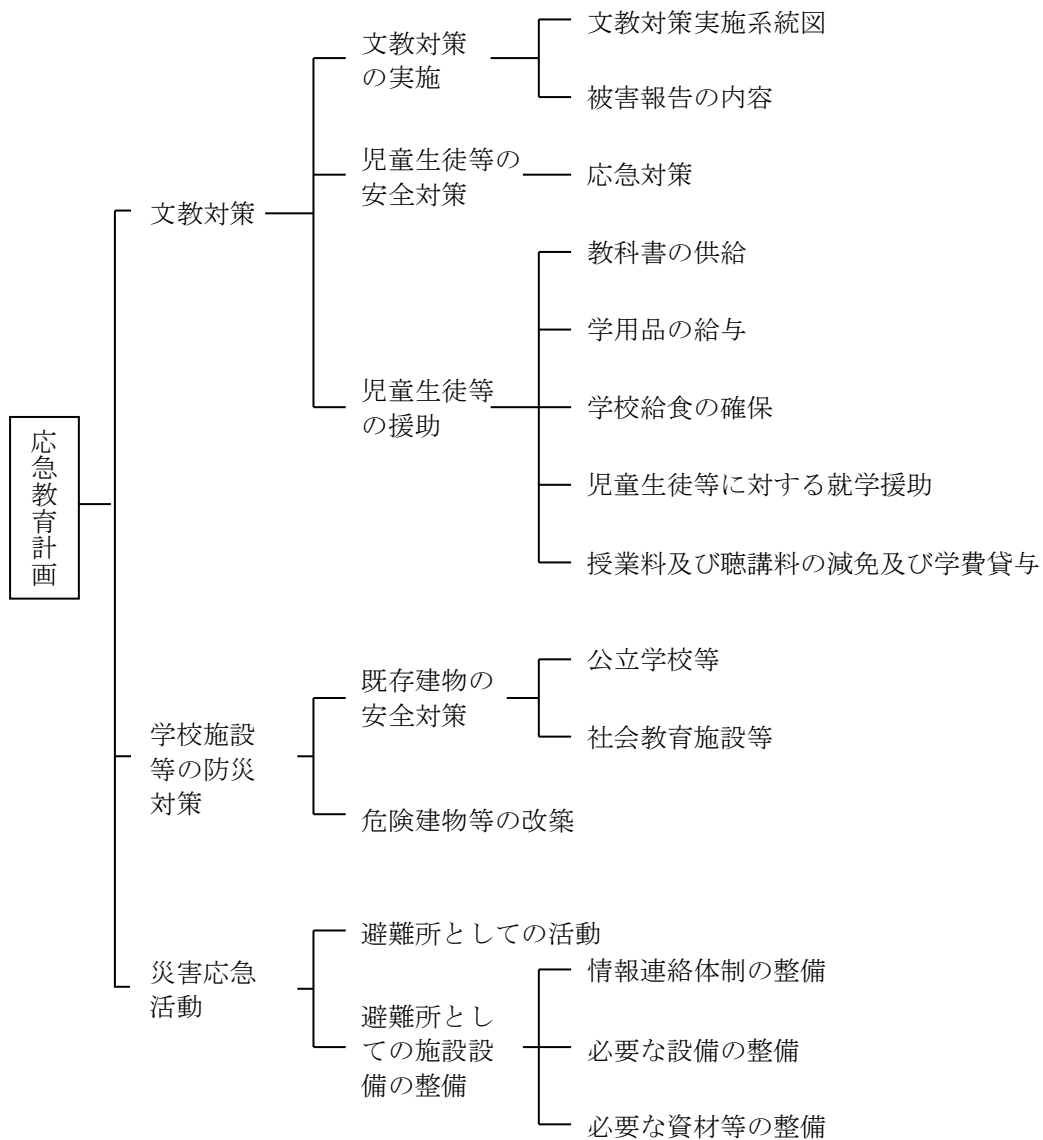
第16章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

町内には、和木こども園、和木小学校、和木中学校があり、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。



第1節 文教対策

本編3編第17章第1節「文教対策」を準用する。

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、町教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

1 公立学校等

町は、昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物について、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を実施するよう努める。

2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

第2項 危険建物等の改築

小中学校等の老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施する。

第3節 災害応急活動

本編3編第17章第2節「災害応急活動」を準用する。